令和7年度

営業再開支援補助金のご案内

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により被害を受けた 事業者が行う営業再開の取組を支援します

申請受付開始:令和7年4月1日(火) ※受付締切毎に審査を行い、採否を決定します

8次締切:令和7年4月30日(水) 10次締切:令和7年8月29日(金)

9次締切:令和7年6月30日(月) 11次締切:令和7年10月31日(金)

12次締切:令和7年12月5日(金)

補助対象者

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被害を受けた 石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

要件

- ・市町等による被害判定が**「半壊以上」**であること
- ・地元等での事業再建計画を策定すること

補助額・補助率

補助上限額 300万円

補助率 2/3 (小規模事業者) 、1/2 (中小企業)

補助対象経費

営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費

仮店舗用コンテナの購入、仮作業場・仮倉庫の整備、 キッチンカー車両の購入、簡易な仮施設の建築 等 ※施設等整備費が対象のため、修繕費や賃借料等は対象外

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、 災害発生日(令和6年1月1日等)まで遡及適用

補助対象事業

✓ 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費が対象

- 仮設店舗用のコンテナハウスの購入
- 仮設事務所用のトレーラーハウスの購入
- 商品や資材保管用の仮倉庫の購入
- 簡易な仮作業施設の建築(自社施工の場合は材料費のみ対象)
- キッチンカー用の車両の購入(トラックやバン等)

✓ 仮施設等の整備に当たらない修繕費や賃借料は対象外

- 既存店舗の修繕(持続化補助金やなりわい補助金を活用ください)
- 仮店舗で使用する機材の導入費 (持続化補助金を活用ください)
- 仮店舗の賃借料 (持続化補助金を活用ください)
- 仮店舗として活用出来ない一般車両の購入(営業車含む)

スケジュール

8次〆切 4.30(水)、9次〆切 6.30(月)、 10次〆切 8.29(金)、11次〆切 10.31(金)、 12次〆切 12.5(金) 当日消印有効 ②交付決定(採択)通知

①申請書類 提出(郵送)

申請者

8次~12次〆切毎に審査し、通知

事業完了後(~R8.1.30(金)まで)、 ③実績報告書・請求書 提出

〆切 R8.2.27(金) 当日消印有効

④補助金の額の確定通知・支払い

補助金 事務局

※補助金の支払いは、事業終了後、精算払(後払い)となります

お問合せ先

■営業再開支援補助金事務局:0120-046-768

■石川県 商工労働部 経営支援課: 076-225-1525